

【フィリピン】フィリピンにおける特許・実用新案・意匠の規則改正に対するパブリックコメントの募集について 2020 年 10 月 2 日

ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、フィリピンにおける特許・実用新案・意匠の規則改正に対するパブリックコメントの募集についてのお知らせです。

フィリピン知財庁（IPOPHL）は特許・実用新案・意匠の規則改正に関し、10 月 12 日までパブコメを実施することを発表した。主要な改正事項は以下の通り。

（特許・実用新案）

- ・ PCT の国内移行案件をリスト掲載し、その代わり公表公報は発行しない扱いの明確化。
- ・ 微生物寄託において、認定国内機関も可能とする（日本の自己寄託と類似の規定ぶり）
- ・ 第三者情報提供期間（異議申立期間）を公表から 6 か月以内に統一（審査請求日の基準を撤廃。なお PCT 国内移行出願は国内移行から 6 か月以内に統一）
- ・ 原則、署名の真正を裏付ける書類の提出義務撤廃（権利放棄等の場合は必要）
- ・ 分割手続の明確化
- ・ 有料の早期審査制度の導入（公開・審査請求後）
- ・ 公開前に取下げられた出願の非公開、みなし取り下げ
- ・ 面接の書面による申請、オンライン面接の追加
- ・ 応答期間の短縮（2 か月+2 か月延長を 1 回のみ許可）
- ・ 拒絶査定不服申立期間の短縮（4 か月→2 か月）、不服申立書に論点の概要記載義務、また理由補充書提出期間の厳格化（不服申し立てから 30 日以内）
- ・ 包袋閲覧における、知財庁と出願人のやり取りの記録の不開示。
- ・ 特許権の訂正の厳格化（再度の実体審査を必要とする訂正の禁止）

（意匠）

- ・ 「組物の意匠」の定義の明確化
- ・ 公開延期制度の導入（出願日・優先日から 12 か月+12 か月の延長可能。またこの期間内での公開時期の指定も可能。）

（共通）

- ・ 電子出願を原則化
- ・ 電子システムを用いた書類の受領日・発送日のルールの明確化（受領日・発送日はシステム上の受領日・発送日）

- ・電子システムを介した料金支払いの推奨
- ・権利放棄とそれに対する異議申立手続の明確化

URL 等

<https://www.ipophil.gov.ph/news/public-consultation-2020/>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。